



土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案について

安芸高田市発注の工事において、土壌汚染対策法に基づく手続きを行っていなかった。

※法第4条第1項に基づく届出

- ・3,000 m²以上の土地の形質変更を行う者は、県知事への届出が必要。
- ・汚染の恐れがある場合は、県知事から調査命令がある。

1. 経緯

平成22年4月1日 改正土壌汚染対策法施行
令和2年11月6日 新聞報道を受け調査開始

2. 未届けの件数

25件 2010年度（平成22年度）～2020年度（令和2年度）

①道路改良事業	5件	④上下水道事業	5件
②林道事業	3件	⑤施設整備事業	8件
③ほ場整備事業	4件	合計	25件

3. 原因

届出の必要性について認識がなかった。また、市環境部局との連携が不足していた。

4. 今後の対応

- (1)未届けを確認した事業について、早期に届出を完了する。
- (2)公共工事を行う部局に対して、再度周知を徹底する。
- (3)再発防止の徹底に努める。

【市長コメント】

今回の事案に関して、市として深くお詫び申し上げます。
法令違反の事実を重く受け止め、再発防止に取り組んで参ります。

【情報提供】

土壌汚染対策法に関すること 市民部 宮本 TEL (0826) 42-5614 (内線100)
未届事案に関すること 建設部 平野 TEL (0826) 47-1201 (内線300)
産業振興部 重永 TEL (0826) 47-4021 (内線200)
企画振興部 猪掛 TEL (0826) 42-2124 (内線440)
福祉保健部 大田 TEL (0826) 42-5615 (内線130)